

編入学(海外から帰国するとき)について

館林市教育委員会学校教育課

海外から帰国した児童生徒の就学は「編入学」といいます。日本国内に住民登録手続きをされた場合には、憲法第 26 条により、日本の学校へ就学させる義務が発生しますので、正式な就学手続きを行っていただくことになります。 ※住民登録手続きをしない場合は、「体験入学」となります。

【手続きの流れ】

①帰国

②市役所 1F 市民課で住民登録(転入)手続きを行ってください。

「住民異動連絡票(学校教育課用)」が発行され、学校教育課へ行くように案内があります。

お持ちいただくもの

- ・お子さん及び保護者の本人確認ができる書類(パスポート、運転免許証等)
- ・印鑑

③市役所2F 教育委員会学校教育課へお越しください。

「学校指定通知書」を発行し、就学先の学校に連絡いたします。

お持ちいただくもの

:「住民異動連絡票」(市民課で発行されたもの)

※1 日本人学校または日本語補習校に通っていた場合

- ・「在学証明書」「教科書給与証明書」(現地校で発行してもらってください)

※2 海外の現地校のみに通っていた場合

- ・編入学に必要な書類はありませんが、海外現地校での在籍期間や履修状況等が分かる書類があれば提出してください。

④就学先の学校にお子さんと保護者とで一緒にお越しください。

学校より学校生活上の注意や用意するもの等について説明をいたします。

お持ちいただくもの

・「学校指定通知書」(教育委員会で発行されたもの)

※1 「在学証明書」「教科書給与証明書」

※2 海外現地校での在籍期間や履修状況等が分かる書類があれば提出してください。

【留意事項】

○学校では、授業中・登下校中等に何かあったときのための保険として、日本スポーツ振興センター災害共済への加入をお願いしています(掛金 370 円)。

○日本の教科書をお持ちの場合は、学校へお持ちください。編入学校で同じ教科書を使用しているかどうか確認をし、お持ちでない教科書を配布いたします。

○結核高まん延国からご帰国された場合には、結核の検査をお願いする場合があります。

○再度海外へ出国する場合には、就学校へ「退学願」の提出が必要ですので学校へお申し出ください。

問合せ先 館林市教育委員会学校教育課学事係

TEL 0276-72-4111(内 221)

E-MAIL gakkyo@city.tatebayashi.gunma.jp